

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	東広島市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/5/6/3287.html

執行機関名 東広島市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第34号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1 3の項 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第34号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母、児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第34号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条
② 事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
特定個人情報1		
① 根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項第2号
② 情報提供者	市町村長	市町村長
③ 提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報